

## 函館市計量検査所手数料等の後納に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市計量検査所条例施行規則(平成12年函館市規則第11号。以下「規則」という。)第4条に規定する手数料等の後納に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料等を即納し難い者)

第2条 規則第4条第1項の市長が別に定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に支店(営業所等を含む。)を有し、かつ、本店が支出の事務を取り扱う事業所

(2) 支出の事務処理上の困難その他正当な理由があると認める事業所  
(後納承認等の決定通知書)

第3条 規則第4条第3項の規定による通知は、別記様式の通知書によるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。